



# 11・12月講座 PICK UP

申込  
締切 **9/21 (木)**

11・12月実施の研修講座から「**道徳教育**」「**学校組織マネジメント力の向上**」「**プログラミング教育**」など今日の課題に関連する講座を紹介します。



Photo by Moto

## 511 プログラミング教育講座 a

11月2日(木) 場所: 総合教育センター  
講師: 大阪電気通信大学 兼宗 進 教授

プログラミング教育に関する基本的な考え方を理解し、演習・講義を通して児童に体験させる指導方法を具体的に学びます。

※プログラミング教育講座 b (11/6) も開設します。

### KEYWORD !

プログラミング教育

## 504 道徳教育推進講座 I

11月10日(金) 場所: 北部研修所  
講師: 四天王寺大学 杉中 康平 准教授

「**特別の教科 道徳**」の全面実施に向けた校内研修を構想し、授業改善に向けて楽しみながら教材研究を行います。

### KEYWORD !

「特別の教科 道徳」・校内研修

## 519 法やルールに関する教育講座

11月13日(月) 場所: 総合教育センター  
講師: 「法やルールに関する教育」プロジェクトメンバー

京都府が推進する「**法やルールに関する教育**」。その背景や基本的な考え方を理解し、演習を通して授業づくりの具体的な方策などを学びます。

### KEYWORD !

法やルールに関する教育

## 712 学校運営のためのカリキュラム・マネジメント講座

11月14日(火) 場所: 総合教育センター  
講師: 岐阜大学大学院 田村 知子 准教授

学校教育目標の達成に向けてカリキュラム・マネジメントの概念を学び、カリキュラムの充実と改善を図ります。本年度最後のカリキュラム・マネジメント講座です。

### KEYWORD !

カリキュラム・マネジメント

## 510 情報モラル教育講座

12月1日(金) 場所: 総合教育センター  
講師: 佛教大学 原 清治 教授  
鳥取県教育委員会 今度 珠美  
情報教育サポーター

情報社会の特性や情報モラル教育の重要性や基本的な考え方を理解するとともに児童生徒への指導力の向上を図ります。

### KEYWORD !

情報社会・情報モラル教育

## 710 最新教育動向講座Ⅲ ～力のある学校をつくる～

12月14日(木) **校(園)長対象**  
場所: 生涯学習センター-知遊館(与謝野町岩滝)  
講師: 大阪大学 志水 宏吉 教授

学力格差等の克服に向け、児童生徒や教職員をエンパワーする「**力のある学校**」づくりについて現場に基づいた豊富な事例から学びます。

### KEYWORD !

学力格差の克服・「力のある学校」

11・12月は他にも「京のひと・まちづくり講座Ⅱ」など特色ある講座を開講しています。詳細は「研修講座の概要」を御覧ください。



# 知っていますか? 「教員の資質向上に関する指標」

「TOP RUNNER」では、喫緊の教育課題に関して、学校現場に様々な情報をお伝えします。第1回は「教員の資質向上に関する指標」です。実はこの指標、それぞれのキャリアにおいて教員に求められる資質・能力を示す、とても重要なものなのです。

京都府では10月中旬に策定予定として協議を進めています

## 「教員の資質向上に関する指標」とは…

養成・採用期も含めてそれぞれのキャリアステージにおいて身に付けておくべき**資質・能力を示す**ものです。

「**教員は学校で育つ**」との考えのもと、**養成・採用・研修**の一体改革を図るために**教育公務員特例法が改正**され、全国的に整備されるものです。

大量退職・大量採用など**学校を取り巻く環境の変化**や**教育課程・授業方法の改革**等に対応するため、**さらなる教員の資質向上**を図る必要が背景にあります。

僕も教師10年目、どんな能力が求められるのかな?



指標を見ると…

そうか! 自分のキャリアだとマネジメント能力などが必要なのか!



7月6日に当センターで実施された第1回「京都府教員等の資質の向上に関する協議会」では各校種の校長やPTA代表者、大学教授等によって、求める教師像や指標の枠組等について議論されました。

当センターでは作成された「**指標**」に基づいて、先生方の学びを支援する様々な研修講座を企画します。ぜひ活用してください。

## 京都府学力診断テスト活用講座（小学校 国語・算数、中学校 国語・数学）

講師：大阪成蹊大学 辻村 敬三 准教授（国語）  
大阪国際大学短期大学部 松宮 功 教授（算数・数学）

本年度の活用講座では課題となった問題や教科書の場面を取り上げ、「**児童生徒が何に着眼すれば、問題等に向き合うことができるか**」「**どのように単元を構成すればよいか**」等について演習を行い、その後、質の高い学力の育成の在り方について協議しました。

講座の最後に、国語では辻村敬三准教授から、算数・数学では松宮功教授から「**小中9年間を見通した学びの連続性**」と題して講演をしていただきました。



講座の様子

### 授業改善の一例 ～「京都府学力診断テスト結果の概要」から～

小学校国語	中学校国語	小学校算数	中学校数学
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>相手や目的</b>を明確にし、<b>理由や事例</b>を具体的に伝える学習を継続的に取り組む。</li> <li>・ <b>発表内容の構成や方法の工夫</b>に関する学習を発達に応じて系統的に進める。 (話す・聞く、書く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「文章を読む学習」を音読につなげるため「読む⇒音読」と活動を分けるのではなく「<b>読む⇔音読</b>」と関連付け、児童生徒が<b>目的意識と必要感</b>をもてる単元を構想する。 (読む：文学的な文章)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量の関係を式に表す学習では<b>具体的な場面</b>に対応させて学習を進める。</li> <li>・ 必要な情報や数量の関係を式に表し、その式を使って考えをわかりやすく<b>説明する活動</b>が重要である。(数量関係)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既習事項を基に、<b>言葉・数・式・図などを用いて考える学習</b>を充実させるとともに、何に着眼して考えと解決できたかを<b>振り返る場面</b>も設定する。 (量と測定)</li> </ul>

つなげる講座

No.414 小学校国語科教育講座Ⅱ 11/7（火） 場所：北部研修所 講師：京都女子大学 水戸部 修治 教授

## 子どもの貧困と学習支援講座（7/7実施）

講師：立命館大学 野田 正人 教授  
京都府教育庁指導部学校教育課人権教育室 塩尻 徹 総括指導主事

### 子どもの貧困の現状と課題

- ・ 子どもの貧困率 → 13.9%：**7人に1人が「貧困」状態**（2015年）
- ・ 子どもの貧困問題は経済面だけでなく、文化的な貧困、社会関係的な貧困にも及び、**子どもの暮らしや生き方など多面的に影響を及ぼす**ものである。

社会総がかりで支援にあたるべき問題

### 学校現場が乗り越えるべき3つの「ない」

- ・ 「気づかない」
- ・ 「仕方がない」
- ・ 「学校（教師）の仕事ではない」

「見よう」としなければ見えない問題



野田 正人 教授



塩尻 徹 総括指導主事

### 「貧困の連鎖」を断ち切るために

- ・ 低学力、不登校などの問題を「**貧困**」の視点で見直し、分析・評価（アセスメント）する。
- ・ **まなび・生活アドバイザー（京都式S SW）** や **スクールカウンセラー（S C）** 等の専門家の支援を活用する。
- ・ 学校をつなぐの**基盤（プラットフォーム）**として機能させ、**教育と福祉が連携**して取り組む。

## 教員の資質向上に向けて

### — コンプライアンス意識を高めるために —

昨年4月以降、**教員によるセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為等が度重なることに対し「異例の多さで非常事態である」として、**初任者研修など8月に実施した様々な研修講座の冒頭で**再発防止とコンプライアンス意識の向上**を訴えました。

### 教員として自覚を持ち、非違行為の根絶を

教員は児童生徒の**模範となるべき立場**です。また、コンプライアンス意識は教員にとって、**最も基本的で重要な資質**のひとつです。

セクシュアル・ハラスメントは長期間にわたって被害者の心を深く傷つけ、**人権を著しく侵害する**許されない行為です。飲酒運転等も含め、あらゆる**非違行為の根絶**に向け、信頼される教員としてコンプライアンス意識をよりいっそう高めなければいけません。

啓発資料：「セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて—信頼される教員であるために—」

URL：http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoshoku/cms/?action=common\_download\_main&upload\_id=2268

### SNS等によるやりとりの禁止について

8月4日府教育長通知より抜粋

教職員と生徒との安易なメールやSNSでのやりとりが発端となった問題事象が複数発生していることから、教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることを原則として禁止する通知が出されました。

- ・ たとえ校務や業務のためであっても、**教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることは原則として禁止**すること。
- ・ 教職員は生徒からメールやSNSで相談等があった場合、自分だけの判断で対応するのではなく、**管理職に報告した上で、組織的な対応につなげる**こと。
- ・ SNS等へ書き込みをしたり、学校や生徒の様子や写真を投稿することは**個人情報保護に抵触し、信用失墜行為につながりかねない**ことを認識すること。